

高知県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生による感染拡大防止のため、別表第1に定める介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護サービス事業所等」という。）が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供することができるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業、補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、次に該当することとなった事業所（高知市の区域に設置する事業所を除く。）が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要とした経費

ア 県から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）

ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び入所施設・居住系サービス事業所

エ アからウ以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整え、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

次に該当する事業所（高知市の区域に設置する事業所を除く。）の利用者に必要な介護サービスを確保する観点から、令和2年1月15日以降に当該介護サービス事業所等の利用者の積極的な受入れ又は職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費

ア 前号ア又はイの介護サービス事業所等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所等

2 補助金の基準単価及び補助対象経費は、次の表に定めるとおりとする。

1 事業区分	2 基準単価	3 対象経費
(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	別表第1のとおり	報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費又は負担金
(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業		ただし、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものについては本事業の対象としないものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 交付額は、前条第2項の表の第1欄に定める区分ごとに同表の第2欄に定める基準単価と第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1つの事業所・施設当たり1回限りの交付とし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。ただし、取組内容に変更が生じない軽微な変更で、次に掲げるものを除く。
 - ア 補助交付額に影響がない変更
 - イ 補助交付額の20パーセントを超えない減額
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、国が定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 予算及び決算の関係を明らかにした別記第1号様式による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これらを補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管し、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかななければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (9) 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- (12) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第2号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

2 前条第1号及び第2号の規定により変更申請を行う場合は、別記第3号様式による補助事業変

更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 3 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（概算払）

- 第 7 条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。
- 2 前項の規定に基づき補助事業者が概算払を請求しようとするときは、別記第 4 号様式による請求書によらなければならない。

（実績等の報告等）

- 第 8 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書は、別記第 5 号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日（第 5 条第 2 号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 2 第 6 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第 6 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第 1 項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき（当該消費税仕入控除税額等が零円の場合を含む。）は、その金額を別記第 6 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

（補助金の返還等）

- 第 9 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。
- （1）補助事業が完成しないとき。
 - （2）補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
 - （3）補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当するとき。

（情報の開示）

- 第 10 条 補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。ただし、令和 2 年 1 月 15 日以降に要した経費を対象とする。